

鳥取市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月30日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第25号

鳥取市税条例等の一部を改正する条例

(鳥取市税条例の一部改正)

第1条 鳥取市税条例(昭和25年鳥取市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第27条の7第1項第3号イ及びウ中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除き、」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除き、」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「更正保護法人」を「更生保護法人」に改め、「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号ケ中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加え、同項第5号の表中「平成27年1月1日から令和元年12月31日まで」を「令和2年1月1日から令和6年12月31日まで」に改

める。

第29条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

（鳥取市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 鳥取市税条例等の一部を改正する条例（令和3年鳥取市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、附則第10条の2第25項を同条第23項とし、同項の次に1項を加える改正規定中「3分の2」を「3分の1」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第27条の7第1項第5号の改正規定並びに第2条及び次条第2項の規定 公布の日
- (2) 第1条中第17条第2項、第29条の3の3第1項及び附則第5条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

（経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取市税条例（以下「新条例」という。）第27条の7第1項第3号の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した第1条の規定による改正前の鳥取市税条例第27条の7第1項第3号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例第27条の7第1項第5号の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和2年1月1日以後に支出する同号に規定する寄附金について適用する。
- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。